

小清水町国民保護計画

平成19年3月

小 清 水 町

目 次

第1編 総論	1
第1章 小清水町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 小清水町の責務及び小清水町国民保護計画の位置づけ	1
2 計画の構成	1
3 計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
第3章 基本用語の説明	5
第4章 関係機関の事務又は業務の大綱等	8
1 国民保護措置の全体の仕組み	8
2 各機関の事務又は業務	8
第5章 町の地理的、社会的特徴	12
第6章 町国民保護計画が対象とする事態	17
1 武力攻撃事態	17
2 緊急対処事態	19
第2編 平素からの備えや予防	21
第1章 組織・体制の整備等	21
第1 町における組織・体制の整備	21
1 町の各課における平素の業務	21
2 町職員の参集基準等	22
3 消防機関の体制	24
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	24
第2 関係機関との連携体制の整備	25
1 基本的考え方	25
2 道との連携	26
3 近接市町村との連携	26
4 指定公共機関等との連携	27
5 ボランティア団体等に対する支援	27
第3 通信の確保	28
第4 情報収集・提供等の体制整備	28
1 基本的考え方	28

2	警報等の伝達に必要な準備	30
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	31
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	32
第5	研修及び訓練	33
1	研修	33
2	訓練	34
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	36
1	避難に関する基本的事項	36
2	避難実施要領のパターンの作成	38
3	救援に関する基本的事項	38
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	39
5	避難施設の指定への協力	39
6	生活関連等施設の把握等	39
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	42
1	町における備蓄	42
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	42
第4章	国民保護に関する啓発	44
1	国民保護措置に関する啓発	44
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	44
第3編	武力攻撃事態等への対処	46
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	46
1	事態認定前における緊急事態連絡室等の設置及び初動措置	46
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	48
第2章	町対策本部の設置等	49
1	町対策本部の設置	49
2	通信の確保	58
第3章	関係機関相互の連携	59
1	国・道の対策本部との連携	59
2	知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等	59
3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	60
4	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	60
5	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	61
6	町が行う応援等	61
7	ボランティア団体等に対する支援等	61
8	住民への協力要請	62

第4章 警報及び避難の指示等	63
第1 警報の伝達等	63
1 警報の内容の伝達等	63
2 警報の内容の伝達方法	64
3 緊急通報の伝達及び通知	65
第2 避難住民の誘導等	65
1 避難の指示の通知・伝達	65
2 避難実施要領の策定	66
3 避難住民の誘導	68
第5章 救援	73
1 救援の実施	73
2 関係機関との連携	73
3 救援の内容	74
4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	78
5 救援の際の物資の売渡し要請等	78
第6章 安否情報の収集・提供	80
1 安否情報の収集	80
2 道に対する報告	81
3 安否情報の照会に対する回答	81
4 日本赤十字社に対する協力	82
第7章 武力攻撃災害への対処	83
第1 武力攻撃災害への対処	83
1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方	83
2 武力攻撃災害の兆候の通報	83
第2 応急措置等	84
1 退避の指示	84
2 警戒区域の設定	85
3 応急公用負担等	86
4 消防に関する措置等	86
第3 生活関連等施設における災害への対処等	88
1 生活関連等施設の安全確保	88
2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	88
第4 NBC攻撃による災害への対処等	89
1 NBC攻撃による災害への対処	89
第8章 被災情報の収集及び報告	93
第9章 保健衛生の確保その他の措置	94

1	保健衛生の確保	94
2	廃棄物の処理	95
第10章	国民生活の安定に関する措置	96
1	生活関連物資等の価格安定	96
2	避難住民等の生活安定等	96
3	生活基盤等の確保	96
第11章	特殊標章等の交付及び管理	97
第4編	復旧等	99
第1章	応急の復旧	99
1	基本的考え方	99
2	公共的施設の応急の復旧	99
第2章	武力攻撃災害の復旧	100
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	100
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	100
2	損失補償及び損害補償	100
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	101
第5編	緊急対処事態への対処	102
1	緊急対処事態	102
2	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	102
資 料		
資料1	小清水町国民保護協議会条例	103
資料2	安否情報関係様式	105